

蒲郡市雨水利用簡易貯留槽購入費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、雨水利用のための雨水簡易貯留槽を設置しようとする者に対し、予算の範囲内で市がその費用の一部を助成することにより、雨水の有効利用を推進し、渇水に強いまちづくり対策に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、雨水簡易貯留槽を購入し、蒲郡市内に設置する者（以下「設置者」という。）で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する個人（市長が特に認める団体を含む。）
- (2) 市税及び水道料金の滞納がないこと。

(助成金額)

第3条 助成金の額は、雨水簡易貯留槽の購入費（消費税及び地方消費税を含む。）の2分の1の額とし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。ただし購入費の2分の1の額が14,000円を超える場合は14,000円とする。

2 助成対象となる雨水簡易貯留槽の数は、1世帯につき1基を限度とする。ただし、設置者が団体である場合は、当該団体の実情に応じて市長がその都度定める。

(交付申請)

第4条 設置者は、前条に規定する助成金の交付を受けようとするときは、あらかじめ蒲郡市雨水利用簡易貯留槽購入費助成金（以下「購入費助成金」という。）交付申請書（第1号様式）に配置図（建物の見取図に設置個所を示したもの）（第1号の2様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して助成金の交付の可否を決定することとする。

2 市長は、前項の規定により、助成金を交付すると決定した者に対しては、購入費助成金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、購入費助成金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

(変更承認申請)

第6条 前条第2項の規定により助成金の交付決定を受けた者は、助成金交付決定通知を受けたのち、助成金申請を変更又は取消しようとするときは、購入費助成金変更取消承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、購入費助成金変更取消承認通知書（第4号の2様式）により承認を受けなければならない。

（完了報告）

第7条 設置者は、助成事業の完了後15日以内に蒲郡市雨水利用簡易貯留槽設置完了報告書（第5号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した雨水簡易貯留槽の領収書等の写し
- (2) 設置完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金交付の確定）

第8条 市長は、前条の規定により提出された設置完了報告書の審査及び設置の検査を行い適合すると認めたときは、購入費助成金確定通知書（第6号様式）により速やかに設置者に通知する。

（助成金の交付）

第9条 前条の規定により助成金の確定通知を受けた設置者は、購入費助成金請求書（第7号様式）により、市長に助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、助成金を交付する。

（助成金交付の取消等）

第10条 市長は、この要綱に基づく助成金の交付を受けた者が不正な手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（撤去等の禁止）

第11条 助成を受けた者は、設置した雨水簡易貯留槽を設置から4年以上は使用しなければならない。ただし、損壊等の理由でやむを得ないと市長が認めた場合はこの限りではない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市雨水利用簡易貯留槽購入費助成金交付要綱の規定による諸様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。